

昭和三十三年政令第二百五号

高速自動車国道法施行令

内閣は、高速自動車国道法（昭和三十三年法律第七十九号）の規定に基き、この政令を制定する。

（予定路線）

第一条 高速自動車国道法（以下「法」という。）

第三条第一項の規定により予定路線を定める場合においては、その路線名、起点、終点及び主たる経過地を明らかにしてしなければならない。

2 法第三条第三項の政令で定める事項は、予定路線の路線名、起点、終点及び主たる経過地と（整備計画）

第二条

法第五条第一項の整備計画には、次に掲げる事項を定めなければならない。

- 一 経過する市町村名（経過地を明らかにするため特に必要があるときは、当該市町村内の経過地の名称とすること。）
- 二 車線数（区間により異なるときは、区間ごとに明らかにすること。）
- 三 設計速度（区間により異なるときは、区間ごとに明らかにすること。）
- 四 連結位置及び連結予定施設
- 五 工事に要する費用の概算額
- 六 その他必要な事項

2 法第五条第三項の整備計画には、前項に掲げる事項で当該改築に係るものを定めなければならない。

3 第一項又は前項の整備計画は、必要があるときは、新設又は改築する高速自動車国道の区間を分けて定めることができる。

4 法第五条第四項の政令で定める事項は、第一項第一号から第五号までに掲げる事項（同項第四号に掲げる事項にあつては、国土開発幹線自動車道建設法（昭和三十三年法律第六十八号）第五条第一項に規定する建設線の国土開発幹線自動車道建設法施行令（昭和三十三年政令第五十一号）第一条第五号の連結地に係るものに限る。）とする。ただし、法第五条第一項又は第三項の規定により整備計画を変更しようとする場合においては、次に掲げるものを除く。

- 一 第一項第二号に掲げる事項のうち、全国的な高速自動車交通網の形成に及ぼす影響が軽微なものとして国土交通省令で定めるもの
- 二 第一項第五号に掲げる事項のうち、減額に係るもの及び天災による工期の延長その他の

国土交通省令で定めるやむを得ない事由による増額（国土交通省令で定める範囲内のものに限る。）に係るもの

（区域の決定の公示等）

第三条 法第七条第一項の規定による高速自動車

国道の区域の決定又は変更の公示は、次に掲げる事項を官報に掲載して行うものとする。

一路線名

二 次のイ、ロ又はハに掲げる場合の区分に応じそれぞれイ、ロ又はハに定める事項

- イ 区域の決定の場合（ロに掲げる場合を除く。） 高速自動車国道の存する市町村ごとの敷地の幅員（当該市町村内の敷地の幅員が異なるときは、その最大幅員及び最小幅員）及びその延長
- ロ 法第二十五条第一項の規定により適用があるものとされた道路法（昭和二十七年法律第八十号）第四十七条の十七第一項の規定により立体的区域とする区域の決定の場合 イに掲げる事項並びに当該立体的区域とする区間及びその延長
- ハ 区域の変更の場合 変更の区間並びに当該区間に係る変更前の敷地の幅員（当該区間内の敷地の幅員が異なるときは、その最大幅員及び最小幅員。以下この号において同じ。）及びその延長並びに変更後の敷地の幅員及びその延長

三 区域を表示した図面を縦覧する場所及び期間

2 法第七条第一項の規定による図面の縦覧は、縮尺千分の一の図面（法第二十五条第一項の規定により適用があるものとされた道路法第四十七条の十七第一項の規定により立体的区域とした区間については、千分の一以上で国土交通省令で定める縮尺の図面。に当該区域を明示して、関係地方整備局若しくは北海道開発局又は関係地方公共団体の事務所において、前項の公示の日から起算して三十日間行うものとする。（供用の開始の公示等）

第四条 法第七条第二項の規定による高速自動車国道の供用の開始又は廃止の公示は、次に掲げる事項を官報に掲載して行うものとする。

- 一 路線名
- 二 供用の開始又は廃止の区間
- 三 供用の開始又は廃止の期日
- 四 供用の開始又は廃止の区間を表示した図面を縦覧する場所及び期間

2 法第七条第二項の規定による図面の縦覧は、縮尺五万分の一の図面に供用の開始又は廃止の区間を明示して、関係地方整備局若しくは北海道開発局又は関係地方公共団体の事務所において、前項の公示の日から起算して三十日間行うものとする。

（一般交通の用に供する通路その他の施設）

第五条 法第十一条第一号の政令で定める一般交

通の用に供する通路その他の施設は、次に掲げる施設とする。

- 一 道路（高速自動車国道を除く。）と当該高速自動車国道とを連絡する公共用通路であつて、その公共用通路に代わるべき適当な道路がないもの
- 二 飛行場内の公共用通路

（連結位置に関する基準）

第六条 法第十一条の二第二項第三号（同条第六項において準用する場合を含む。）の政令で定める連結位置に関する基準は、次のとおりとする。

- 一 高速自動車国道の本線車道（以下この号において単に「本線車道」という。）に直接出入りすることができ、施設にあつては、当該施設の本線車道に接続する部分（変速車線を含む。以下この号において同じ。）が他の法第十一条各号に掲げる施設（整備計画に定められた連結予定施設を含む。）その他本線車道に直接出入りすることができ、国土交通省令で定める施設の本線車道に接続する部分から本線車道に沿つて二キロメートル以上離れていること。
- 二 前号に掲げるもののほか、当該高速自動車国道の構造及び交通の状況その他当該高速自動車国道及び周辺の状況を勘案して、高速自動車国道の安全かつ円滑な交通に著しい支障を及ぼすおそれのない位置であること。

（法第十一条の二第四項の政令で定める場合）

第七条 法第十一条の二第四項の政令で定める場合は、連結許可を受けた施設の一部の譲渡等によつて当該施設の一部を他の者が管理することとなる場合（他の者が管理することとなる当該施設の一部が当該施設の他の部分以外の施設に連結しない場合に限る。）とする。

（連結料の額の基準）

第八条 法第十一条の四第一項の連結料の額の基

準は、次のとおりとする。

- 一 次に掲げる額の合計額の範囲内であること。

イ 当該高速自動車国道と連結する法第十一条第二号に掲げる施設（以下この条において「連結利便施設等」という。）の用に供する土地又は当該高速自動車国道と連結する同条第三号に掲げる施設（以下この条において「連結通路等」という。）及び当該連結通路等によつて高速自動車国道と連絡する同条第二号に掲げる施設（以下この条において「連絡施設」という。）の用に供する土地と当該連結利便施設等又は連結通路等が高速自動車国道に連結しないものとした場合のこれらの土地との国土交通省令で定めるところにより算定した地代の差額に相当する額

ロ 当該連結利便施設等又は連結通路等と連結することにより追加的に必要を生じた当該高速自動車国道の管理に要する費用の額（以下「追加管理費用額」という。）

二 追加管理費用額を下回らないこと。

三 連結利便施設等又は連絡施設の規模、用途その他の状況に応じて公正妥当なものであること。

（連結料の徴収方法）

第九条 法第十一条の四第一項の連結料は、毎年度、当該年度分を六月三十日（追加管理費用額に相当する分にあつては、翌年の六月三十日）までに一括して徴収するものとする。ただし、次の各号に掲げる連結料は、当該各号に定める日から三月以内に一括して徴収するものとする。

- 一 連結許可の日の属する年度分の連結料（追加管理費用額に相当する分を除く。） 当該連結許可の日
- 二 法第十一条の七の規定により連結許可に翌年度以降にわたらない期限が付された場合における追加管理費用額に相当する分又は同条の規定により連結許可に翌年度以降にわたる期限が付された場合における最終年度の追加管理費用額に相当する分の連結料 当該期限が到来した日の翌日

2 前項の連結料は、納入告知書により徴収するものとする。

3 第一項の連結料で既に徴収したものは、返還しない。ただし、国土交通大臣が法第十一条の八第一項において準用する道路法第七十一条第二項の規定により連結許可を取り消した場合において、既に徴収した連結料の額が当該連結許可

[illegible][illegible][illegible]

十	第九 第一項	第四十八條の四十二	道路管理者（以 下「特定道路管 理者」という。）	国土交 通大臣
二	第四十八條の四十二 第二項、第四十八 條の四十四、第四十八	特定道路管理者	国土交 通大臣	国土交 通大臣
一	第四十八條の六十三	国土交通大臣又 は道路管理者	国土交 通大臣	国土交 通大臣
二	第六十條	この法律	この法 律及び 高速自 動車 道法	国土交 通大臣
三	第六十四條第一項	割増金、第二十 五條の規定に基 づく料金	割増金	国土交 通大臣
四	第六十四條第二項	道路管理者又は 第十三條第二項 の規定により指 定区間内の国道 の維持、修繕及 び災害復旧以外 の管理を行う都 道府県若しくは 指定市	国土交 通大臣	国土交 通大臣
五	第七十條第一項	道路管理者は 道路管理者又は	国土交 通大臣	国土交 通大臣
六	第七十一條第五項	、第四十八條第 四項、第四十八 條の十二又は第 四十八條の十六	国土交 通大臣	国土交 通大臣
七	第八十七條第一項	国土交通大臣及 び道路管理者	国土交 通大臣	国土交 通大臣
八	第九十一條第一項	道路管理者（国 土交通大臣が自 ら道路の新設又 は改築を行う場 合における国土 交通大臣を含む。	国土交 通大臣	国土交 通大臣

1 この政令は、昭和四十年四月一日から施行する。 附 則（昭和四十四年一月一三日政令第四号） この政令は、公布の日から施行する。 附 則（昭和四十六年七月二二日政令第二五二号）抄 （施行期日等）	1（施行期日） この政令は、幹線道路の沿道の整備に関する法律等の一部を改正する法律の施行の日（平成八年十一月十日）から施行する。 附 則（平成一〇年八月二六日政令第二八九号）抄 （施行期日）	この政令は、公布の日から施行する。 附 則（平成一九年四月二日政令第一四二号） この政令は、公布の日から施行する。 附 則（平成一九年八月三日政令第二三五号）抄 （施行期日）	（施行期日） 第一条 この政令は、道路法等の一部を改正する法律附則第一条ただし書に規定する規定の施行の日（平成二十七年四月一日）から施行する。 附 則（平成二十七年十一月一八日政令第三八五号） この政令は、公布の日から施行する。 附 則（平成二八年三月三一日政令第一八二号）抄 （施行期日）
1 この政令は、道路法等の一部を改正する法律（昭和四十六年法律第四十六号）の施行の日（昭和四十六年十二月一日）から施行する。ただし、第二条の規定による改正後の車両制限令（以下「新車両制限令」という。）第三条第二項及び第三項、第十五条並びに第十六条の規定第四十四条の規定による改正後の高速自動車国道法施行令第六条の規定並びに第五条の規定による改正後の道路整備特別措置法施行令第七条第一項の規定は、同法附則第一項ただし書に規定する同法による改正後の道路法の規定の適用の日（昭和四十七年四月一日）から適用する。 附 則（昭和五三年四月二五日政令第一四五号） この政令は、昭和五十三年五月一日から施行する。 附 則（昭和五九年五月一五日政令第一三九号）抄 1 この政令は、各種手数料等の額の改定及び規定の合理化に関する法律の施行の日（昭和五十九年五月二一日）から施行する。 附 則（平成元年十一月二一日政令第三〇九号）抄 （施行期日）	1（施行期日） この政令は、高速自動車国道法等の一部を改正する法律（以下「改正法」という。）の施行の日（平成十年九月二日）から施行する。 附 則（平成二二年二月一〇日政令第三五二号）抄 （施行期日） 第一条 この政令は、平成十二年四月一日から施行する。 附 則（平成二二年六月七日政令第三一二号）抄 （施行期日） 1 この政令は、内閣法の一部を改正する法律（平成十一年法律第八十八号）の施行の日（平成十三年一月六日）から施行する。 附 則（平成二四年二月一八日政令第三八六号）抄 （施行期日）	第一条 この政令は、平成十九年十月一日から施行する。 附 則（平成一九年九月二五日政令第三〇四号）抄 （施行期日） 1 この政令は、都市再生特別措置法等の一部を改正する法律の施行の日（平成十九年九月二十八日）から施行する。 附 則（平成二二年四月三〇日政令第一三〇号）抄 （施行期日） 第一条 この政令は、公布の日から施行する。 附 則（平成二二年三月三一日政令第七八号）抄 （施行期日）	（施行期日） 第一条 この政令は、道路法等の一部を改正する法律の施行の日（平成三十年九月三十日）から施行する。 附 則（平成三一年三月二〇日政令第四一〇号）抄 （施行期日） 1 この政令は、道路法等の一部を改正する法律の施行の日（令和二年十一月二五日）から施行する。 附 則（令和三年三月三一日政令第一三二号）抄 （施行期日） 1 この政令は、令和三年四月一日から施行する。 附 則（令和三年六月一八日政令第一七四号）抄 （施行期日）
1 この政令は、道路法等の一部を改正する法律の施行の日（平成元年十一月二二日）から施行する。 附 則（平成三年一〇月四日政令第三一七号）抄 （施行期日） 第一条 この政令は、道路法及び駐車場法の一部を改正する法律の施行の日（平成三年十一月一日）から施行する。 附 則（平成六年九月一九日政令第三〇三号）抄 （施行期日） 第一条 この政令は、行政手続法の施行の日（平成六年十月一日）から施行する。 附 則（平成八年一〇月二五日政令第三〇八号）抄	1（施行期日） この政令は、平成十七年四月一日から施行する。 附 則（平成二七年六月一日政令第二〇三号）抄 （施行期日） この政令は、施行日（平成十七年十月一日）から施行する。 附 則（平成二八年二月一五日政令第三五七号）抄 （施行期日） 1 この政令は、平成十九年一月四日から施行する。 附 則（平成二八年二月一五日政令第三五八号）抄	（施行期日） 第一条 この政令は、道路法等の一部を改正する法律の施行の日（平成二五年九月二日）から施行する。 附 則（平成二六年五月二八日政令第一八七号）抄 （施行期日） 第一条 この政令は、道路法等の一部を改正する法律の施行の日（平成二五年九月二日）から施行する。 附 則（平成二六年五月二八日政令第一八七号）抄 （施行期日） 第一条 この政令は、道路法等の一部を改正する法律の施行の日（平成二五年九月二日）から施行する。 附 則（平成二七年一月二三日政令第二一号）抄	（施行期日） 第一条 この政令は、道路法等の一部を改正する法律の施行の日（令和二年十一月二五日）から施行する。 附 則（令和三年三月三一日政令第一三二号）抄 （施行期日） 1 この政令は、令和三年四月一日から施行する。 附 則（令和三年六月一八日政令第一七四号）抄 （施行期日） 1 この政令は、令和三年六月二十日）から施行する。

附 則（令和三年九月二十四日政令第二六一号）抄

（施行期日）

第一条 この政令は、踏切道改良促進法等の一部を改正する法律附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日（令和三年九月二十五日）から施行する。

附 則（令和三年二月八日政令第三二五号）

この政令は、道路法等の一部を改正する法律附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日（令和四年四月一日）から施行する。